



公益財団法人 地球環境戦略研究機関

Institute for Global Environmental Strategies

2013
年報



2013年度 年報

目次

はじめに	2	研究活動拠点・機関	16
IGESの概要	3	サテライトオフィスの活動	16
2013年度 ― 研究活動のハイライト	4	国内拠点の活動	19
気候変動とエネルギー領域	6	政府間プログラム・ネットワーク等との連携	20
持続可能な消費と生産領域	8	戦略オペレーション	22
自然資源・生態系サービス領域	10	資料編	27
グリーン経済領域	12	財務諸表	28
持続可能な社会のための政策統合領域	14	財団概要	30
		定款	32

はじめに



理事長
浜中 裕徳

地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立されました。2012年4月からは公益財団法人として、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた実践的な政策研究を行っています。

急速な経済発展を遂げるアジア太平洋地域では、都市化やライフスタイルの変化が進み、資源消費とエネルギー利用が急増するとともに、環境問題が一層深刻化しています。このような中、IGESでは、持続可能な開発の3つの視点—環境・経済・社会—から、アジア太平洋地域が直面する喫緊の課題を取り上げ、課題解決に向けた政策研究を進めています。2013年10月にスイス・ダボスで開かれた世界資源フォーラムにおいて、資源の消費とエネルギー利用を地球1個分の範囲まで削減する新たなアプローチを海外研究機関とともに提案したところですが、従来の発展パターンとは異なる、新しい価値観に基づく成長戦略の策定が今まさに求められています。

低炭素で持続可能な社会を構築していくためには、様々な主体が連携・協力するとともに、長期間にわたって継続的な取り組みを行うことが不可欠です。IGESは、2013年に設立15周年の節目を迎える中、第6期統合的戦略研究計画を新たに開始しました。今後、各国政府、地方自治体、国際機関、研究機関、企業、NGOそして市民の皆様との連携をさらに深めながら、持続可能なアジア太平洋に向けた新たな成長の実現を目指した提案をタイムリーかつ効果的に行っていきます。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



所長
森 秀行

2013年4月、IGESは第6期統合的戦略研究計画のもとに活動を開始しました。第6期計画においては、「気候変動とエネルギー」「持続可能な消費と生産」「自然資源・生態系サービス」「グリーン経済」「ビジネスと環境」「持続可能な社会のための政策統合」「持続可能な都市」の7つの分野に焦点を当てた研究活動を実施しています。

2013年度、国内外の政策形成プロセスや国際的な議論におけるインパクト（影響力）を重視した取り組みを進め、いくつかの大きな成果を得ることができました。まず、国内的には、再生可能エネルギーへの投資拡大に向けてIGESが提言した税制改革「緑の贈与」が大きな関心を呼び、日本政府内で導入に向けた検討が行われています。国際的には、クリーン開発メカニズム（CDM）理事会（2013年11月）において、IGESがカンボジア政府と共同提案したCDMプロジェクト開発における標準化ベースラインが採択され、CDMプロジェクトの利用促進・規模の拡大が期待されています。また、国連持続可能な開発会議（リオ+20）で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」に関して、日本政府が持続可能なライフスタイル計画をリードしていく上での支援をIGESが担いました。

また、2013年度は、イクレイ日本、国連環境計画技術・産業・経済局（UNEP-DTIE）、川崎市、ミャンマー環境保全森林省とそれぞれ協力協定を締結するなど、研究ネットワークの一層の強化・拡充を図りました。

今後も、アジア太平洋地域のニーズに即した実践的な研究活動を展開し、低炭素で持続可能な社会への移行を促す政策提言につなげていきます。

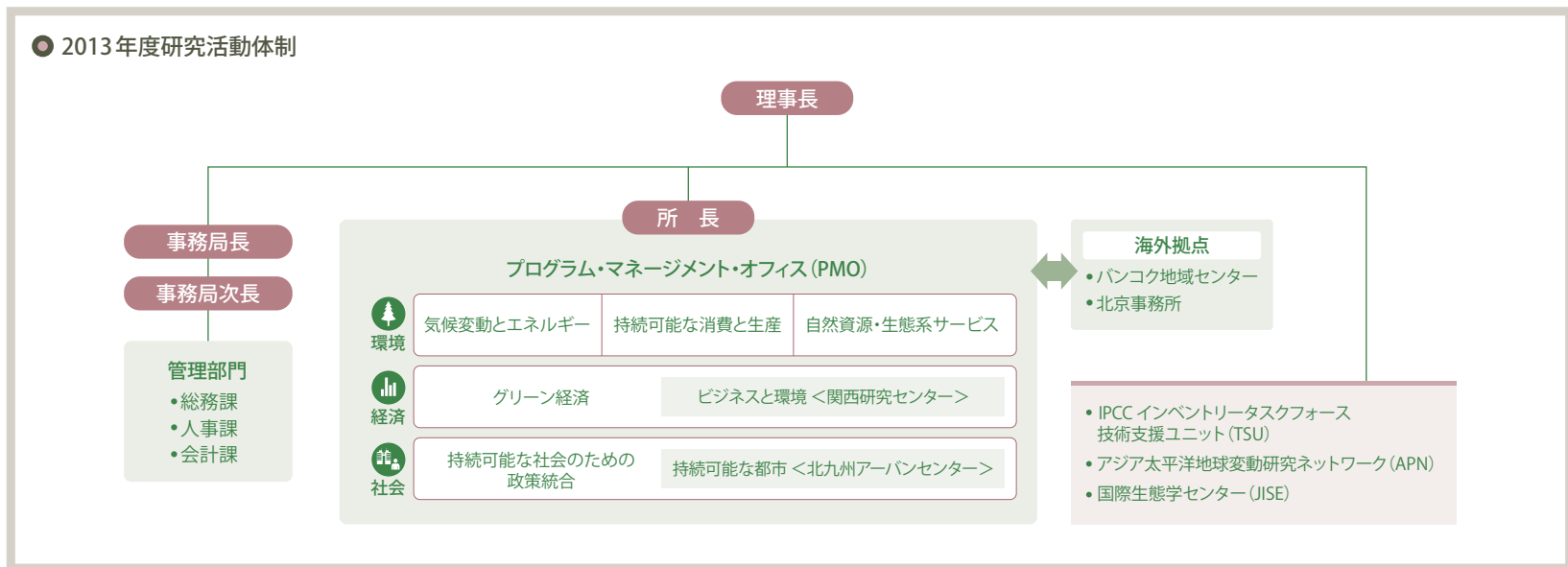
IGESの概要

IGESが目指すもの

急速な経済発展に伴い環境問題が深刻化するアジア太平洋地域では、環境と開発の両立が喫緊の課題となっており、低炭素型で持続可能な開発への道筋を示すことが求められています。IGESは、国際機関・各国政府・地方自治体・研究機関・企業・NGO等の多様なステークホルダー（関係者）と協力しながら、持続可能な開発を実現するための戦略を立て、アジア太平洋地域のニーズに基づいた政策形成に貢献していきます。

研究活動

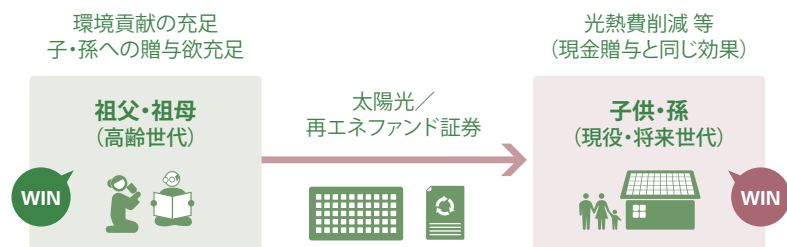
2013年度は、第6期統合的戦略研究計画（2013年4月～）に基づき、持続可能な開発の3つの側面である「環境」「経済」「社会」の観点から現在アジア太平洋地域で顕在化しつつある問題を明らかにし、課題解決型の政策研究を進めました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。



2013年度—研究活動のハイライト

グリーン経済の実現に向けた「緑の贈与」を提案

再生可能エネルギーの普及等、グリーン経済の実現にあたっては、大規模で長期的な資金の調達がかぎとなっています。特に民間からの資金調達が求められる中、IGESでは、祖父母から子供・孫への年間30兆円規模の贈与・相続資金に注目し、再生可能エネルギー関連のインフラ（太陽光パネルまたは再生可能エネルギー投資信託証券）に投資される場合に贈与税を控除する税制優遇を行い、再生可能エネルギー投資の呼び水とする「緑の贈与」を提案しました。再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーへの関心が高まる中、具体的で革新的な政策提案として大きな関心を呼び、2014年度税制改正大綱の検討事項に盛り込まれるなど、実際の導入に向けて政府内で検討されています。



COP19で研究成果報告・政策提言

2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第19回締約国会議 (COP19) では、政府代表団に加わり、国際交渉において実質的な貢献を行うとともに、気候政策の主要テーマについて関係機関と11のサイドイベントを実施し、IGESの研究成果を報告しました。また、米国・世界資源研究所 (WRI) 及び英国・海外開発研究所 (ODI) と共同で、気候変動分野における先進国の途上国支援に関する分析・提言をとりまとめた研究報告書「国際社会の気候資金動員～短期資金実施期間からの教訓～」を発表しました。さらに、COP19に先立って行われたクリーン開発メカニズム (CDM) 理事会第76回会合において、IGESとカンボジア環境省が共同で提出



IGESが開催したCOP19公式サイドイベント

した「カンボジアにおける精米所部門の技術転換」のための標準化ベースラインが採択されました。CDM プロジェクト開発において必要となるベースライン排出量（何も方策をとらなかった場合の温室効果ガス排出量）の計算方法をセクター毎などで標準化することで、計算が簡略化され、取引コストを抑制でき、CDM プロジェクトの利用促進・規模の拡大が期待されています。



インドネシア・スラバヤ市の低炭素都市計画を議論
(COP19サイドイベント)

“持続可能な消費と生産”研究が大きく進展

持続可能な消費と生産に関する国際研究フォーラム及びヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所（ドイツ）、テラス研究所（米国）、ヨーロッパ持続可能性調査研究所等の研究機関と持続不可能な消費と非効率的な資源利用の削減に関する国際共同研究を進め、2013年10月にスイス・ダボスで行われた世界資源フォーラムにおいて、資源消費とエネルギー利用を地球1個分にまで削減する新たなアプローチを提示しました。さらに、Journal of Cleaner Production 特集号にて「資源消費の削減」に関する論文公募を行う等、世界レベルでの解決策を目指した取り組みを進めました。また、持続可能な開発目標（SDGs）に関する国連総会の公開作業部会（OWG）に提出したIGESの討議ペーパー「持続可能な消費と生産をSDGsの中心に」がOWG第7回会合の議長サマリーに反映されたほか、2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」に関して、日本政府が持続可能なライフスタイル計画をリードする上での支援をIGESが担いました。

研究協力・連携を強化

アジア太平洋地域における持続可能な開発に関する研究協力や政府・自治体との協力・連携強化に向けた協定を以下の機関とそれぞれ締結しました。

締結	機関
2013年4月	イクレイ日本 「アジア太平洋地域における持続可能な都市の実現に関する研究協力」
2013年5月	国連環境計画 技術・産業・経済局（UNEP-DTIE） 「資源効率及び持続可能な資源管理分野での包括的な研究協力」
2013年8月	川崎市 「低炭素で持続可能な都市の実現に向けた包括的協力」
2014年3月	ミャンマー環境保全森林省 「環境政策分野における協力の強化・推進」



川崎市との締結式



ミャンマー環境保全森林省との締結式

研究活動のハイライト

気候変動とエネルギー領域

第6期の研究概要

アジア太平洋地域における持続可能な低炭素型社会の実現に向けて戦略研究を実施し、気候変動に係わる国際・地域・国レベルでの制度・枠組み設計に対して政策提言を行います。

2013年度の主な活動

2020年以降の気候変動枠組み

2020年以降の新たな気候変動枠組みについて、法形式、衡平性や約束の差別化、緩和野心度、途上国における適切な緩和行動 (NAMA)、測定・報告・検証 (MRV)、資金メカニズム等についての議論の動向を研究し、アジア途上国の気候政策に与える影響を分析しました。緩和野心度について、締約国に対して緩和義務に関するベンチマークや共通のテンプレートを提供する、研究機関から構成されるコンソーシアムの設立を提案したイシュー・ブリーフを発表しました。また、国連気候技術センター・ネットワーク (CTCN) のアジア途



COP19では11のサイドイベントを開催



日中政策研究ワークショップ

上国向けトレーニング会合の開催を支援するなど、アジア太平洋地域における気候変動対策技術の移転に関する研究活動も実施しました。

エネルギーモデル分析

持続可能なエネルギー需給システムの構築に向けて、計算モデルに基づくエネルギーミックス分析や日本の鉄鋼部門の省エネ・CO₂排出削減ポテンシャル分析を実施しました。

アジア各国の低炭素発展政策

NAMAの実施に対するMRV体制の構築に関する研究や、各国の状況に応じたMRV方法論・ツール・ガイダンス、及びMRVに関するデータベースの開発等を進めました。2013年度には、IGESが試算を行い計算マニュアルを準備した電力グリッド排出係数がモンゴル政府から承認されたほか、制度設計の支援を行ってきたタイのオフセット・クレジット制度 (T-VER) が正式に開始されるなど、具体的な成果が表れました。また、2013年11月のクリーン開発メカニズム (CDM) 理事会第76回会合において、IGESとカンボジア環境省が共同で提出した「カンボジアにおける精米所部門の技術転換」のための標準化ベースラインが採択されました。CDMプロジェクト開発において必要となるベース



T-VERを含む市場メカニズム研修

ライン排出量（何も方策をとらなかった場合の温室効果ガス排出量）の計算方法をセクター毎などで標準化することで、計算が簡略化され、取引コストを抑制でき、CDMプロジェクトの利用促進・規模の拡大が期待されています。



標準化ベースライン提案に向けたカンボジア現地調査

気候資金

気候変動分野における途上国間の協力（南南協力）や気候資金を通じた支援に関する研究を実施したほか、気候変動枠組みの交渉における資金議題の動向を分析しました。米国・世界資源研究所（WRI）及び英国・海外開発研究所（ODI）と協力し、気候変動分野における先進国の途上国支援に関する分析をとりまとめた共同研究報告書「Mobilising International Climate Finance: Lessons from the Fast-Start Finance Period」が気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（第3作業部会）に引用されました。

市場メカニズム

温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、アジア各国で市場メカニズムの制度設計支援を行いました。また、IGESのCDMデータベースが、日本の民間企業及び世界銀行の認証排出削減量（CER）発行の推定方法について引用されました。

アジア低炭素戦略

アジア太平洋地域のグリーン成長につながる日本の環境政策や低炭素技術

に焦点を当て、政府・地方自治・企業・研究機関との連携の下、二国間クレジット制度（JCM）等を活用した都市レベルでの低炭素開発を目指した研究を進めました。2013年11月には、ミャンマー最大の環境会議であるグリーン経済成長フォーラムにおいて、ミャンマーの持続可能な資源管理に向けた地域協力に関するセッションを開催しました。また、2014年3月にミャンマー環境保全森林省と環境政策分野の協力に関する覚書を締結しました。



ミャンマーグリーン経済成長フォーラム

主な出版物

- WRI/ODI 共同研究報告書「Mobilising International Climate Finance: Lessons from the Fast-Start Finance Period」（国際社会の気候資金動員～短期資金実施期間からの教訓～）
- イシュー・ブリーフ「A Process for Making Nationally-determined Commitments More Ambitious」
- ワーキング・ペーパー・シリーズ
 - 「Sino-Japan Collaboration for Air-pollution」
 - 「A Report on the European Union Emissions Trading System (EU-ETS)」
 - 「Environmental Governance and Short-lived Climate Pollutants (SLCPs): The Case of Open Burning in Thailand」
 - 「Enhancing Readiness for Green Growth: A Preliminary Assessment of Myanmar's Policies and Institutions」
- 「One Hundred Questions & Answers about MRV in Developing Countries」
- 「IGES 市場メカニズム 国別ハンドブック」
- ニュースレター「クライメート・エッジ」

研究活動のハイライト

持続可能な消費と生産領域

第6期の研究概要

都市における適切な廃棄物処理、アジア全体を視野に入れた効果的なリサイクルシステムの構築、資源生産性の向上等について、持続可能な消費と生産の視点から政策分析を行い、ライフスタイルの変化を促す政策提言を行います。

2013年度の主な活動

持続可能な消費と生産／ライフスタイル

持続可能な消費パターン及びライフスタイルへの変化を促す効果的なアプローチについて研究活動を展開しました。持続可能な消費と生産に関する



資源効率向上に関するセッション(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)

国際研究フォーラム及び世界の研究機関と持続不可能な消費と非効率的な資源利用の削減に関する国際共同研究を進め、2013年10月にスイス・ダボスで開催された世界資源フォーラムでは、資源の消費とエネルギー利用を地球1個分相当にまで削減するアプローチを提示しました。また、現在議論が進められている「持続可能な開発目標(SDGs)」に対して、持続可能な消費と生産を重要な政策アジェンダとして提示した討議ペーパー「Making Sustainable Consumption and Production the Core of the Sustainable Development Goals(持続可能な消費と生産をSDGsの中心に)」を国連総会公開作業部会に提出し、議長サマリーに反映されました。さらに、国連持続可能な開発会議(リオ+20)で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」について、持続可能なライフスタイルに関する作業計画の策定支援を要請されるなど、国際的な政策形成プロセスへの影響力を強めました。

資源循環・統合的廃棄物管理

アジア太平洋地域では、資源循環と統合的廃棄物管理に関する政策形成が段階的に進んでおり、政策実施の改善が課題となっています。IGESでは、途上国のニーズに即した政策指標や評価手法の開発、3R政策との関連



アジア太平洋3R推進フォーラム

性等に焦点を当てた研究活動を実施しました。2014年2月にインドネシア・スラバヤで開催された第5回アジア太平洋3R推進フォーラムでは、リサイクルビジネス育成に関する研究成果を発表したほか、フォーラム事務局の国連地域開発センター（UNCRD）と3R政策指標の中核指標案の提案を行いました。また、3R政策の進捗を測る様々な指標をとりまとめたファクトシートを発行しました。

福島の効果的な除染に向けたアクション・リサーチ

福島第一原発事故を受け、チェルノブイリ原発事故後の欧州の経験をもとに、福島の自治体や地域コミュニティと連携しながら効果的な除染実施の提案を目指すアクション・リサーチを2012年度に引き続き実施し、日本とヨーロッパの専門家から構成される学際的チームで研究調査活動を行いました。研究成果をとりまとめた報告書を発表したほか、全4回の車座会議を福島市内で実施し、除染に係わる行政担当者や除染業者、被災者支援に携わるNPO、国内外の専門家と、復興・生活再建を進めるための除染のあり方について議論を深めました。



福島市内で実施した車座会議

廃棄物の温室効果ガス排出量計算ツールを開発

アジア太平洋地域の途上国では、廃棄物部門からの温室効果ガスの排出が問題となっており、実際に廃棄物管理を担う地方政府の取り組みが喫緊の課題となっています。そのような中、IGESでは、複雑な計算式に慣れていない地方政府職員にとって使い易く、廃棄物部門における排出量を簡単に推測できる計算ツール「GHG Calculator for Solid Waste Sector」を開発し、タイをはじめ各国の地方政府で活用されています（IGESホームページから無料で利用が可能）。



地方政府職員を対象とした研修(タイ)

主な出版物

- ディスカッション・ペーパー「Best Practices and Recommendations for Waste Reduction towards Sustainable Consumption」
- ディスカッション・ペーパー「Making Sustainable Consumption and Production the Core of the Sustainable Development Goals」
- ディスカッション・ペーパー「“除染”の取り組みから見えてきた課題：安全・安心、暮らしとコミュニティの再生をめざして」
- 「3R Policy Indicator Factsheets」

研究活動のハイライト

自然資源・生態系サービス領域

第6期の研究概要

森林保全、気候変動への適応、水資源管理及び生物多様性保全に焦点を当て、アジア太平洋地域の自然資源保全と持続可能な利用を推進するための政策研究及び能力開発を広範に実施します。

2013年度の主な活動

森林保全

一途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD+)

REDD+は途上国の森林減少によって排出される温室効果ガスを削減するために、森林保全活動に対して報酬を提供しようとする国際的な取り組みです。IGESは、地域住民参加型の森林炭素計測手法の開発と実践等、グッドガバナンスと地域の参加に重点を置きながらREDD+に関する研究活動を展開しました。また、主要な国際交渉におけるREDD+に関する議論の動向を分析



地域住民参加型の森林炭素計測 (左:パプアニューギニア、右:ベトナム)

したブリーフィング・ノートをタイムリーに発表するとともに、2013年12月にはREDD+セーフガード*に関する公開セミナーを東京で開催し、アジア各国の国レベルでの取り組みを報告しました。



REDD+セーフガードに関する公開セミナー

*REDD+実施による負の影響を防止し、社会や環境に良い影響を及ぼすため、REDD+セーフガード7項目が国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第16回締約国会議(COP16)で定められ、各国はセーフガード情報提供システムを構築することで合意しています。

一林産物取引に関する研究

IGESは、合法的かつ持続可能な木材貿易を推進している国際NGOで構成されるパートナーシップ「アジアにおける責任ある林業及び木材貿易 (RAFT)」に参画しています。RAFTを通じてパプアニューギニアの木材合法性に関する包括的な分析を実施し、研究成果をポリシー・レポートにとりまとめて発表しました。

気候変動への適応

気候変動の影響に対応するための適応能力の向上が重要な課題となる中、ガンジス河流域の農業部門を対象に適応策の促進と適応事例の評価に関する研究を実施し、適応効果指標や適応の意思決定に関するリサーチ・レポートをそれぞれ発表しました。2013年8月には、適応と気候変動に伴う損失と被害に関する国際会議をタイ・バンコクで実施し、各国の専門家と政策担当者が

一堂に会して喫緊の課題と対応策について議論を深めました。また、適応研究の成果をまとめたレポート4点が、2014年3月に発表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書 (第2作業部会報告書「影響・適応・脆弱性」) の3つの章に引用され、IGES 研究員が報告書執筆に貢献しました。IPCC 第38回総会の横浜開催にあたっては、気候変動への適応やIPCC 報告書からの知見を紹介する一連のシンポジウムやセミナーを関連機関と共催し、市民向けに分かり易い情報提供を行いました。また、アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) や低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet) 等の関連した国際的なネットワークとの対話や協力を促す積極的な取り組みがなされました。



気候変動による影響と適応に関するシンポジウム

水資源管理

アジア太平洋水フォーラムの地下水管理知識ハブであるIGESは、2013年5月の第2回アジア太平洋水サミットにおいて、水の安全保障確保に向けた水資源管理をテーマに各国の政策担当者・専門家と意見交換を行いました。



アジア水環境パートナーシップ (WEPA) 公開セミナー

また、「アジア水環境パートナーシップ (WEPA)」の事務局として、アジア13カ国の政策立案者と共にアジアの水環境ガバナンス向上に向けた議論を進め、2014年1月に東京で開催したWEPA公開セミナーでは、各国での水環境の現状と課題を報告しました。

生物多様性及び生態系サービスの保全

生物多様性及び生態系サービスに関する政策・調査研究を広範に実施しました。具体的には、持続的な資源利用を伴う自然共生社会の構築 (SATOYAMA イニシアティブ)、生物多様性及び生態系サービスの価値評価、生物多様性オフセット制度、ビジネスにおける生物多様性及び生態系サービスの主流化等の研究を進めました。

主な出版物

- ポリシー・レポート「Managing Forests as a Renewable Asset for Present and Future Generations: Verifying Legal Compliance in Forestry in PNG」
- リサーチ・レポート「Community-based Forest Biomass Monitoring: Action Research in PNG, Cambodia, Indonesia, Lao PDR and Vietnam」
- リサーチ・レポート「REDD+ Projects: Snapshots of Selected REDD+ Project Designs 2013」
- リサーチ・レポート「Adaptation Decision Making Frameworks and Tools: Multi-criteria Decision Making Tools for Prioritizing Adaptation Actions at Community Level」
- ブリーフィング・ノート「REDD+ Negotiations ボン気候変動会議 SBSTA38」
- ディスカッション・ペーパー「Quality-of-Governance Standards for Carbon Emissions Trading: Developing REDD+ Governance through a Multi-Stage, Multi-Level and Multi-Stakeholder Approach」
- ディスカッション・ペーパー「Cambodia REDD+ Readiness: State of Play」

研究活動のハイライト

グリーン経済領域

第6期の研究概要

グリーンで包含的な経済へ移行するためには、グリーン雇用を創出し、官民投資をグリーン化し、低炭素で資源節約的な技術を採用し、自然資本を保全するとともに、人間の福利の向上と貧困の根絶を可能にするグリーン成長への道程を、開発途上国が実践する必要があります。本領域では、低炭素やグリーン経済政策の評価に関する知見と分析ツールの提供を目指します。

2013年度の主な活動

経済のグリーン化

グリーン経済を達成するためのモデル研究やアジア太平洋地域においてグリーン経済への移行を支援する政策研究を進めました。具体的には、持続可能な資源利用や持続可能性及び幸福度を測定する指標、気候変動下での緩和・適応策統合のための水・エネルギー・食糧連環に関する課題に取り組みました。また、エネルギー貿易と東アジアでの地域的なマクロ経済への影響に関する研究をアジア開発銀行等と実施し、東アジアにおける再生可能エネルギー技術の貿易に関する実証分析を行いました。

グリーン投資とグリーン雇用

投資をグリーン化し、グリーンかつ適正な雇用を創出することは、開発途

上国が低炭素で資源節約的、かつ社会的に包含的な発展を達成する上で重要です。グリーン経済に関する行動のためのパートナーシップ (PAGE: Partnership for Action on Green Economy) の政策プロセスの下、国連環境計画 (UNEP) のグリーン経済評価プロジェクトに参加し、アフリカ諸国のグリーン経済への移行に関する国家戦略や政策を支援する UNEP グリーン経済評価報告書に貢献しています。また、国際労働機関 (ILO) アジア太平洋地域オフィスのグリーン雇用アジアプロジェクト及びグリーン雇用評価機関ネットワーク (GAIN: Green Jobs Assessment Institutions Network) に参加し、マレーシアとインドネシアにおけるグリーン雇用評価研究に貢献しました。

グリーン経済に向けた企業のイニシアティブ

日本経済における原油等の資源価格高騰による交易条件の悪化、企業の国際競争力等も勘案の上、意欲的な気候変動政策の導入における企業の役割や、グリーン経済の実現に対する具体的な戦略を検討しました。具体的には、先進企業のネットワークである日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) 等との連携を通じ、企業の視点を踏まえたグリーン経済の実現に資するビジネスモデルの提案を行いました。



祖父母から子供・孫への年間30兆円規模の贈与・相続資金に注目し、再生可能エネルギー関連のインフラに投資される場合に贈与税を控除する税制優遇

を行い、再生可能エネルギー投資の呼び水とする「緑の贈与」の提案は、2014年度税制改正大綱の検討事項に盛り込まれ、実際の導入に向けて政府内で検討が行われています。



「緑の贈与」に関するセッション(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)

主な出版物

- リサーチ・レポート「Water Availability for Sustainable Energy Policy: Assessing Cases in South and South East Asia」
- ワーキング・ペーパー「緑の贈与の効果分析」
- プレゼンテーション「2050低炭素ナビ」

日本版2050パスウェイ・カリキュレーター (通称:2050低炭素ナビ)を開発

IGESと国立環境研究所(NIES)は、2050年までの日本の温室効果ガス排出削減の道筋を示すシナリオとその影響を計算する「日本版2050パスウェイ・カリキュレーター(通称:2050低炭素ナビ)」を共同で開発しました。

2050パスウェイ・カリキュレーターは、2010年に英国エネルギー・気候変動省によって開発された、長期低炭素社会シナリオの検討を行うための分析ツールです。日本版は、このツールの枠組みをもとに開発され、低炭素に関するオプションや需給バランスを満たすエネルギー・ミックスの検討、将来の社会経済動向を踏まえた低炭素技術の活用等に関する議論に貢献するものです。今後、気候安定化に向けた議論に広く活用されることが期待されています。



カリキュレーターに関する専門家研修

研究活動のハイライト

持続可能な社会のための政策統合領域

第6期の研究概要

持続可能な社会への移行に向けて、環境がバランズやマルチ・レベルでの政策、教育や能力開発を通じた市民のエンパワーメント等に注視した研究を実施します。

2013年度の主な活動

ポスト2015開発アジェンダ／持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年に期限を迎えるミレニアム開発目標 (MDGs) に代わる新たな開発目標に向けたイニシアティブが活発化しており、2012年の国連持続可能な開



アジアの視点からSDGsを議論(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)

発会議 (リオ+20) では、“持続可能な開発”の観点から経済・環境・社会へのバランスある対応を重要視した持続可能な開発目標 (SDGs) の策定に向けたプロセスが合意されました。IGESでは、SDGsに関する動向分析をタイムリーに行い、イシュー・ブリーフ、論文、政策レポート等を通じてSDGsのガバナンスについて政策提言を行いました。



持続可能性のための学習と教育

「国連持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」が2014年に終了することを踏まえ、ESDの実施状況を評価するアジア太平洋地域に適した指標を構築するためのモニタリング評価枠組みを開発し、国連による取り組みの成果を評価するとともに、ESD向上に関する提言をポリシー・ブリーフとして発表しました。また、アジアの各国政府が持続可能な消費のための教育 (ESC) を効果的に実施するための能力開発支援を実施しました。2014年2月には国連

環境計画 (UNEP) 及び国連教育科学文化機関 (UNESCO) と ESC に関する東南アジア地域ワークショップを開催し、地域各国の政策担当者向けの研修を行いました。

コベネフィット

気候変動と開発への統合的な取り組みを通じたコベネフィット (相乗便益) の実現に向けた研究活動を実施しました。アジア途上国の女性に恩恵をもたらす気候変動対策をテーマに、カンボジア、ラオス及びベトナムを対象とした調査研究の成果をイシュー・ブリーフとして発表しました。また、2013年11月の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第19回締約国会議 (COP19) では、気候変動の緩和とコベネフィットの実現に貢献するブラックカーボン等の短寿命気候汚染物質 (SLCPs) の排出削減に関する課題と機会を広く周知するためのサイドイベントを開催しました。



COP19サイドイベント

持続可能な都市のための政策統合

アジア諸都市のエネルギー・交通・建物の各部門に焦点を当て、温室効果ガスの排出量及び削減量を計測・報告・検証 (MRV) する手法やガバナンス改

革について研究を行いました。また、アジア太平洋地域の交通部門のMRVに関するeラーニングコースをIGESウェブサイト上に公開しました。



交通部門のMRV活動を推進
(上:MRVワークショップ、下:eラーニングコース)



主な出版物

- ポリシー・レポート「Governance and National Sustainable Development Strategies: Implications for the SDGs」
- ポリシー・ブリーフ「Quality Education for Sustainable Development: A Priority in Achieving Sustainability and Well-being for All」
- イシュー・ブリーフ「Harnessing Climate Finance for Women in Cambodia, Lao PDR, and Viet Nam: A Survey of the Policy Landscape」
- イシュー・ブリーフ「Advancing Education as a Goal for Sustainable Development」
- ワーキング・ペーパー「Environmental Governance and Short-Lived Climate Pollutants (SLCPs): The Case of Open Burning in Thailand」
- ワーキング・ペーパー「Enhancing Readiness for Green Growth: A Preliminary Assessment of Myanmar's Policies and Institutions」

研究活動拠点・機関

サテライトオフィスの活動

● 関西研究センター

関西研究センターでは、「ビジネスと環境」をテーマに、環境・省エネ対策を促進する企業等の民間セクターの行動に焦点を当てた研究を実施しています。具体的には、対象国や地元自治体と連携しながら企業の環境活動を分析するとともに、企業が有する環境・省エネ技術を通じた開発途上国への低炭素技術の適用促進及びコベネフィット技術の普及等を通じて、アジアにおいて持続可能なビジネスを促す戦略策定に向けた政策提言を行っています。

低炭素技術の国際的な移転・普及

日本の民間企業が持つ省エネ・低炭素技術をインドの中小企業に適用する共同研究をインド・エネルギー資源研究所 (TERI) と実施しました。2013年6月には、普及可能な技術として電気ヒートポンプを選定し、インドで初めて



ミルク工場に設置された電気ヒートポンプ

パンジャブ州のミルク工場に設置しました。また、インドの鍛造企業に対して圧縮空気システムに関する提案を行ったほか、インドの鋳物工場や技術者に対して、誘導炉技術に関する研修 (研修マニュアルの開発等) を提供しました。

低炭素技術の普及に向けた政策

低炭素技術の革新・普及促進に向けたビジネスイニシアティブ及び政策手法、特に、経済的手法 (補助金、炭素税等) に関する研究を実施しました。北

東アジアの3カ国 (日本、中国、韓国) を対象に調査を実施し、様々な政策状況下での選び抜かれた低炭素技術の普及曲線をモデル化し、低炭素技術の温室効果ガス排出緩和について考察を行いました。研究成果を国際的な経済フォーラムである上海フォーラムやGlobal Conference of Environmental Taxation等の一連の国際会議において発表しました。

技術移転の関連プロセスへの情報発信

中小企業のエネルギー効率向上を目指すインド政府主導の知識共有プラットフォーム「SAMEEEKSHA」のメンバーとなり、日印エネルギーフォーラム等のイベントならびに関係するステークホルダーとの相互協力を通じ、インド内外の企業、国際機関、研究機関と共に低炭素技術の移転と普及に係る課題の共有を図りました。

国際シンポジウム「新興国への低炭素技術の適用促進について」

国際シンポジウム「新興国への低炭素技術の適用促進について」をアジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター及び兵庫県と2014年3月4日に神戸で開催し、120名が参加しました。日本の民間企業が持つ低炭素技術のインド中小企業への移転・適用プロジェクトについて、これまで4年間の研究成果を報告するとともに、低炭素社会の実現に向けた日本の役割について議論を行いました。



日印の共同研究の成果を報告

●北九州アーバンセンター

北九州アーバンセンターは、1999年にIGES北九州事務所として開設され、2000年から2010年まで主に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）及び北九州市との協力プログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。2010年4月に北九州アーバンセンターと改称し、廃棄物管理、公衆衛生、汚染規制、交通等の都市の抱える重要課題を中心に、低炭素で住みやすく持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組みを促進するための研究を進めています。

低炭素かつレジリエントな都市形成のための政策研究

インドネシア・スラバヤ市における低炭素都市計画の策定支援として、エネルギー、交通、廃棄物、上水道管理の4分野において低炭素化が可能な事業の選定を進め、年間合計10万t-CO₂以上の排出削減が可能な事業案を特定しました。また、アジア地域5都市における低炭素都市計画の策定を支援し、同4都市ではレジリエントな都市形成のために実践している施策を調査しました。



インドネシア・スラバヤ市の低炭素都市計画策定を支援

資源の有効利用のための実践的な研究

マレーシアの食品廃棄物管理戦略計画やベトナムとケニア・ナイロビ市の3R政策策定支援を引き続き実施しました。また、アジア6カ国における大規模コンポスト化施設の運営状況を調査し、その事業化に必要な支援施策を検討しました。さらに、アジア各国の諸都市で広く展開してきたコンポスト（堆肥化）の仕組みや働きについて、マンガ形式で分かり易くまとめた小学生向けの環境教育副読本「生ごみコンポストってすこい!」を発刊しました。



“環境的に持続可能な都市”に向けた連携

環境的に持続可能な都市（ESC）の推進を目指す第5回ESCハイレベルセミナーが2014年2月28日～3月1日にインドネシア・スラバヤ市で開催され、同セミナーの事務局としてプログラムの策定・運営を担いました。また、2013年11月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第19回締約国会議（COP19）では、東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局と共に、ASEAN8カ国14都市で実施しているESCモデル都市プログラムのこれまでの成果を報告しました。

北九州市との地域連携

北九州市及び北九州国際技術協力協会（KITA）と共にアジア低炭素化センター（北九州市）の運営を担い、アジア諸都市の環境対策や環境ビジネスに関する調査研究・情報発信を行いました。また、経済協力開発機構（OECD）グリーンシティ・プログラムのグリーン成長都市に選定されている北九州市の環境への取り組みを記した報告書の日本語版が発表されたことを受け、2013年10月には発表記念会議の開催を支援し、報告書の内容を国内外に広く発信しました。

ジュニア・サイエンス・スクールを開催

2013年5月～8月に国立大学法人九州工業大学と共同で、地域の小学生を対象とした「ジュニア・サイエンス・スクール」（計3回）を開催しました。「五感で感じるごみ循環」をテーマに、アジア諸国で有効なごみ減量手法として広く普及しているコンポストの仕組みについて学習し、オリジナルのコンポスト作りに挑戦しました。また、実際にコンポストを使った野菜作りとその試食も行い、実体験を通して資源循環について学びました。



● バンコク地域センター

バンコク地域センターは、IGESの海外オフィスの一つとして2011年にタイ・バンコクに設置以来、アジア太平洋地域におけるネットワーク・連携の拡充を図っています。同センターは、気候変動適応や環境セーフガード、持続可能な開発に関する地域ネットワークの事務局を務める傍ら、タイや近隣国における関係者とプロジェクトを運営しています。

アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク

持続可能な開発分野の実践者のためのネットワーク「アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク (SDplanNet-Asia & Pacific)」の事務局として、ウェブコンテンツの更新やニュースレターの発行を通じて知見やツールの共有を図り、実践者の能力向上に努めました。

(<http://www.sdplannet-ap.org>)

アジア環境法遵守執行ネットワーク

アジアにおける効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN)」の事務局として、アジア開発銀行と共に環境アセスメント (EIA) 情報拠点の運営を行い、メンバー国の EIA 関連情報を収集したインベントリを公開しました。また、EIA 実施に向けた能力向上プロジェクトをスリランカ及びラオスでそれぞれ開始しました。

(<http://www.aecen.org/>)

アジア太平洋適応ネットワーク

国連環境計画アジア太平洋事務所 (UNEP ROAP) との連携の下、アジア太平洋地域資源センター (RRC.AP) とストックホルム環境研究所 (SEI) と共にアジア太平洋適応ネットワーク (APAN) の地域ハブを運営しました。APANでは、2013年8月にバンコクで開催した気候変動による損失と被害に関する国際会議をはじめ11のワークショップ・会議を開催し、適応策の開発計画への主流化と知識の共有を促しました。

(<http://www.asiapacificadapt.net/>)

アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ

米国国際開発庁 (USAID) による5カ年プロジェクト「アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ (Adapt Asia-Pacific)」のプロジェクト・パートナーとして、知識管理プラットフォームを構築し、関係者と様々な知見を共有しました。2013年6月には第2回年次会合をフィジーで開催しました。

(<http://www.adaptasiapacific.org/>)

IGES Evening Café

バンコクで活動する国際機関やパートナー機関の専門家と共にインフォーマルな雰囲気で見聞交換を行う「Evening Café」を2013年12月に実施し、IGESが貢献した持続可能な開発目標 (SDGs) に関する出版物の発表とともに活発な議論を行いました。



● 北京事務所<日中協力プロジェクトオフィス>

北京事務所は、中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設 (2006年7月) され、日中を基軸とした二国間及び多国間 (国際機関を含む) の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。

水環境保全分野における日中協力

2008年度から実施している「日中水環境パートナーシップ事業 (農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力)」の枠組みにおいて、急速な経済発展の下、



四川省徳陽市に建設した生活排水処理施設

戦略的かつ包括的な水質管理が必要とされている飲用水源地等の重要水域における水質汚濁物質削減及び水環境管理に関する政策分析や政策提言を

行いました。2013年度には、四川省徳陽市の農村地域に生活排水処理モデル施設を建設したほか、浙江省嘉興市の農村地域に生活排水処理モデル施設を建設するための設計等を行いました。

大気環境保全分野における日中協力

日本の地方自治体と中国の地方政府が連携して中国の大気汚染対策に取り組む「日中都市間連携協力」の枠組み作りの準備作業を実施しました。

中国における気候変動対応能力構築事業

低炭素社会の構築を含めた気候変動政策実施に関する人材育成の一環として、中国の中央・地方政府幹部等を対象に、低炭素発展をテーマとした研修を2013年9月に日本国内（東京、神奈川、京都、神戸、北九州）で実施しました。



京都で実施した低炭素発展研修
(中央が京都府知事)

その他の協力活動等

日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互恵関係確立のための共同調査研究活動に参加しました。

国内拠点の活動

● 国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続・発展可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る生態系の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を行っています。また、森林再生や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2013年度は、海外研究では「熱帯雨林等の再生に関する研究」としてマレーシア、ケニア、カンボジアにおいて調査及び植樹実践活動を実施し、「アジア

太平洋地域の潜在自然植生の研究」としてタイ
雨緑林における群落環的調査、「地域生態系の
構造・動態・評価の研究」としてラオスを対象とした森林劣化抑制のための調査を推進しました。特にケニアにおいては、経団連自然保護基金の下で、近隣諸国を含めた広汎な（潜在）自然植生調査及び森林再生事業を展開しました。



ケニアにおける植生調査隊

国内においては「生物多様性の保全に寄与する植生学研究」として伊豆半島の山地におけるシカ食害と外来植物の侵入の関連に関する研究や、「植生資源の評価と認知に関する研究」として防災林としての自然林・環境保全林の評価等の研究を、研究助成金及び自主財源に依って推進しました。2011年から緊急課題として開始した「東日本大震災の復興に係る海岸防潮林再生のための調査研究」においては、防災と森林再生を両立させた「森の防潮堤」の再生のため、潜在自然植生及び遷移過程の調査をトヨタ財団及び三菱商事復興支援財団の助成の下で継続して実施しています。研究員全員により青森・岩手・宮城県を中心に広範な調査・研究を実施し、結果は速報として秋に植生学会で公表しました。そのほか一般企業や自治体との連携の下、秋田・岩手・静岡・愛知県など全国で森林再生事業及び調査研究を展開しています。以上の国内外の研究成果について、国際植生学会、日本生態学会、植生学会、研究雑誌「生態環境研究」等で学術的な公表を行ったほか、フォーラム・ニュースレターなどを通じて市民向けの情報提供も実施しました。



津波に冠水して生き残ったタブノキ林
(茨城県高萩市)

環境保全に資する人材育成事業として、一般市民を対象にした連続講座「いのちの森づくりと生態学」を実施しました。また生態学研修（初級）を再開し、全国から17名の参加者を受け入れ、好評のうちに完了しました。市民環境フォーラム「命を守る森の防潮堤—これからの展望—」を2014年3月に実施したほか、海外での植樹祭参加のツアー実施などの交流・普及啓発に関する事業も展開しています。

政府間プログラム・ネットワーク等との連携

● IPCC イベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のイベントリータスクフォース (TFI) の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドライン及び関連ツールを開発・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、タスクフォースビューロー (TFB) によって監督されています。

方法論報告書「2006年IPCCガイドラインについての2013年補足ガイダンス：湿地」(Wetlands Supplement) の作成は2011年度に始まり、作業が続けられてきました。その一環として、TSUは2013年度に以下の活動を実施しました。

- 第4回執筆者会合の開催 (2013年5月20日～24日、ブラジル・マナウス)
- 報告書の最終ドラフトの政府による最終査読の実施 (2013年8月12日～9月8日)

また、TSUは方法論報告書「京都議定書の実施のための2013年改訂版補足方法論と良好指針」(KP Supplement) の作成を2012年度に開始し、2013年度には下記の活動を実施しました。

- 報告書の第2次ドラフトの政府及び専門家による査読の実施 (2013年4月22日～6月2日)
- 第4回執筆者会合の開催 (2013年7月15日～18日、タイ・チェンマイ)
- 報告書の最終ドラフトの政府による最終査読の実施 (2013年9月2日～29日)

上記二つの方法論報告書は、2013年10月にグルジア・バトゥーミで開催されたIPCC第37回総会において承認・受容されました。国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) は、2013年

11月にワルシャワにて開催された第39回会合において、IPCCがこれら方法論報告書の開発を予定通り完了したことを歓迎しました。SBSTAでの議論を経て、京都議定書第9回締約国会合 (CMP9)



IPCC第37回総会：湿地に関する2013年補足ガイダンスの執筆者、IPCC議長と事務局長、TFB共同議長とTSUメンバー

は、附属書I国が第二約束期間において、京都議定書第3条3項及び4項の下、土地利用、土地利用変化及び森林分野からの人為起源の温室効果ガス排出量・吸収量に関する情報を提出する場合は、KP Supplementを使用しなければならないと決定しました。さらにCMP9は、京都議定書締約国に対し、京都議定書第3条3項及び4項の下で湿地の排水及び再湿潤に関して報告する際は、Wetlands Supplementを使用することを奨励すると決定しました。TSUは、これらの報告書を広く紹介するため、SBSTA第39回会合期間中に特別イベント (SBSTA-IPCC Special Event) を開催し、著者達によるプレゼンテーションを実施しました (2013年11月13日)。これらの報告書は、最終的にIPCC TFIのウェブサイトにて公表されました (2014年2月28日)¹。

加えて、TSUはIPCCガイドラインのユーザーを支援するためのその他の活動として、イベントリー関連事項について検討する専門家会議を開催しました。またIPCCガイドラインとグッドプラクティスガイダンス報告書及びIPCCイベントリーソフトウェアを含む関連資料の配布・普及促進等の活動を実施しました。また、IPCC排出係数データベース (EFDB) の改善・拡充、データ収集及びEFDB編集委員会会合など専門家会議を開催しました。TSUが、2013年度に開催した専門家会議は、以下の通りです。

- 第25回タスクフォースビューロー (TFB) 会議 (2013年7月19日～20日、タイ・チェンマイ)

- 漏出ガスに関する専門家会議
(2013年8月20日～22日、米国・ワシントンD.C.)
- 第11回EFDB編集委員会会合(2013年11月25日～27日、ベルギー・ゲント)
- 第7回EFDBデータ収集会議(2013年11月25日～26日、ベルギー・ゲント)
- 第8回EFDBデータ収集会議(2013年11月25日～27日、ベルギー・ゲント)
- 2006年IPCCガイドラインとソフトウェアに関する専門家会議
(2013年12月11日～13日、札幌)

また、IPCC TFIの活動及び成果の広報・普及のため、TSUは公開シンポジウム「地球温暖化問題について考えよう! 最新の科学と温室効果ガス排出量監視の取りくみ」を、環境省、北海道大学持続可能な低炭素社会づくりプロジェクト、北海道大学大学院地球環境科学研究院及びIGESと共催で、札幌にて2013年12月10日に開催しました。このシンポジウムは100名以上の参加者を集め成功裏に終わりました。



IPCC公開シンポジウム
「地球温暖化問題について考えよう! 最新の科学と温室効果ガス排出量監視の取りくみ」

TSUはUNFCCC、国連食糧農業機関 (FAO)、国連開発計画 (UNDP)、国立環境研究所 (NIES)、国際協力機構 (JICA)、インド経営研究大学アフマダーバード (IIMA)、韓国の温室効果ガスインベントリー研究センター (GIR) 等の他機関が実施しているインベントリー関連のキャパシティビルディングプログラムへ、技術知見とIPCC TFIが開発した資料を提供することによって貢献しています。また、TSUはインベントリーインターンプログラムを継続的に実施しています。これにより、若手科学者に対して、IPCCの温室効果ガスインベントリー

のための計算手法を知り、インベントリー関連の応用研究を行うことを通してTSUの仕事に貢献する機会を提供しています。2013年度には、3名のインターン生がこのプログラムを体験しました。

1. <http://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/index.html>

● アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)

APNは、アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するとともに、同研究への途上国からの参加を増進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネットワークです(加盟国22カ国)。APN事務局は2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関は、APN政府間会合)。



損害と被害に関するワークショップ



国際シンポジウム「新興国への低炭素技術の適用促進」

2013年度には、APN第18回政府間会合で選ばれた27件の地球変動研究公募プロジェクトへの支援を行ったほか、「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム (CAPaBLE)」では若手研究者等に対する能力向上事業(16件)を支援しました。2013年8月に神戸でAPN加盟途上国を対象とした気候変動適応、減災・防災、損害と被害に関するワークショップを実施しました。また、2014年3月にIGES関西研究センター、兵庫県と共同で「新興国への低炭素技術の適用促進」と題する国際シンポジウムを神戸で開催しました。さらに、同月に第19回政府間会合及び科学企画グループ会合をカンボジアで開催しました。



戦略オペレーション

概要

IGESでは、戦略研究の促進と研究成果のインパクト（影響力）強化を企図した「戦略オペレーション」を実施しています。プログラム・マネージメント・オフィス（PMO）がその中心を担い、IGES全体の研究戦略を立案するとともに、所内の研究活動を統合的に調整し、フラッグシッププロダクトの作成、ナレッジマネジメント、能力開発、研究成果クオリティ管理、アウトリーチ、ネットワーキング等の各戦略オペレーション機能を通じて効果的な戦略研究の実施を目指しています。

フラッグシッププロダクトの作成—IGES白書

IGESでは2年に一度、アジア太平洋地域における重要な政策アジェンダに焦点を当てたIGES白書を発表しています。2015年のASEAN統合を念頭に、アジアにおける経済・社会的な地域統合と持続可能な発展をテーマとしたIGES白書第5巻の発行（2014年7月予定）に向けて、IGESの全研究エリアを統括し、準備作業を進めました。

ナレッジマネジメント

IGES全体の知識管理・活用を目指した環境整備を行いました。具体的には、研究成果データベースの改善、所内の情報管理体制改善に向けた検討、文献管理と知識アクセスのためのシステム導入等、質の高い研究を支援する所内インフラの整備を強化しました。

能力開発

対外向け能力開発事業として、2013年度には交通部門からの温室効果ガス排出量の測定・報告・認証（MRV）に関するeラーニング研修や、タイとラオスの機関を対象とした国際協力機構（JICA）研修の調整を行いました。また、IGES研究員の能力開発にも取り組み、所内研修の実施やスタディグループの立ち上げ等を行いました。

研究成果クオリティ管理

出版物の質の向上を目指し、執筆計画の段階から研究・執筆プロセス全体を通じて品質管理を行う“clean production”を実施しました。

アウトリーチ

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取り組み等に反映されるよう、ウェブサイト、出版、イベント・セミナー、プレスリリースといった様々な媒体を活用して研究成果をタイムリーに発信するよう努めました。

ネットワーキング

持続可能な開発に係わる研究・活動を行う国内外の機関・ネットワークとの協力を積極的に進め、IGESの研究成果を多様なステークホルダー（関係者）との連携を通じて発信しました。2013年7月には

活発な意見交換が行われたISAP2013



第5回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2013) を横浜で開催しました。ISAPには、国際的に活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会し、“持続可能な未来への道を拓く：グリーン経済—アジア太平洋地域の視点”をメインテーマに、グリーン経済の実現に向けた国際・地域・国・地方レベルでの具体的な取り組み事例を共有しながら、今後の課題や対応について議論を行いました。また、2013年度には、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局との協働によりUNFCCC Regional Collaboration Centre (タイ・バンコク) を設置することの可能性を検討しました。

低炭素社会構築に向けた研究ネットワーク

IGESは、低炭素社会研究に関する国際イニシアティブである「低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)」ならびに「低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet)」に参加するとともに、事務局として各ネットワークの運営を支援しています。2013年7月に横浜で開催したLCS-RNet年次会合では、低炭素社会構築に向けた課題を議論しました。また、11月のUNFCCC第19回締約国会議 (COP19) では、サイドイベントを開催し、低炭素社会の転換に向けた各国の取り組みを紹介し、また、ネットワークが将来取り扱うべき課題について議論を行いました。LoCARNetでは、低炭素戦略構築に関するワークショップの開催 (カンボジア、ベトナム) やCOP19における研究成果報告等を通じて、アジアの研究者のネットワーク強化を図りました。



アジアの研究ネットワークを支援

情報発信・アウトリーチ活動

IGESウェブサイト

2013年6月にIGESウェブサイトの全面リニューアルを実施しました。シンプルかつ視覚的に整理されたページ構成を採用し、より簡単に情報へアクセスすることが可能となりました。



ポリシー・ブリーフ

持続可能な開発のための教育、及び北東アジア3カ国における炭素排出への価格付けの実現可能性に関するポリシー・ブリーフを発行し、国内外の関係機関・関係者に向けて広く発信しました。



ニュースレター「What's New from IGES」

IGESの研究活動の紹介、セミナーの開催報告及び研究員による考察記事を掲載したニュースレターを3回 (2013年5月、9月、2014年1月) 発行しました。



オンライン掲載

「Monthly Asian Focus: 持続可能なアジアへの視点」

「持続可能なアジア」をキーワードに、ダイナミックに動きつつあるアジアの環境動向を、第一線で活躍する専門家へのインタビューを通じてタイムリーに提供するオンライン掲載（月刊）を行いました。また、2014年2月には、2013年のインタビュー記事を所収した冊子を出版しました。



メールニュース「E-alert」

IGESの研究活動やIGESが開催するイベント情報等を、国内外約5,000名の購読者に対して毎月Eメールで配信しました。

メディアを通じた情報発信

国内外の多様なメディアを通じて、IGESの活動や研究成果の情報発信を行いました。IGESが再生可能エネルギー投資促進に向けて提案した“緑の贈与”や、中国の大気汚染・環境対策等について、TV・新聞・雑誌・ウェブニュース等に広く掲載・報道されました。

国際的な連携を通じた情報発信

国際持続可能開発研究所 (IISD) との連携の下、IISDが発行するEarth Negotiations Bulletin (環境に関する主要な国際会議・国際交渉の進捗を報告)の一部を地球産業文化研究所 (GISPRI) と共同で翻訳しました。また、COP19に際し、ENBに取り上げられた主要テーマを分析した研究員のコメントリーをあわせて発信するなど、タイムリーかつ付加価値の高い情報提供を行いました。

地球環境セミナー

IGESでは、賛助会員及び一般の方々を対象に、国内外の最新動向を交えながら地球環境問題に関して分かり易く解説を行う「IGES地球環境セミナー」を実施しています。2013年度も時宜に合うテーマを設定し、計2回実施しました。

回	開催日	テーマ	場所	参加人数
第1回	2013年 12月4日	COP19結果速報と今後の展望	航空会館 (東京都港区)	180名
第2回	2014年 3月17日	緩和と適応の統合的アプローチ： 今後の気候変動対策の考え方	ワークピア横浜 (神奈川県横浜市)	50名



IGES地球環境セミナー

地域貢献事業

地域の方々を対象とした講演・各種イベントに積極的に参加し、IGESの研究活動によって得られた知見を織り交ぜながら地球環境問題について分かり易く解説を行いました。また、職場体験学習として、IGES本部のある葉山町と横須賀市の中学校2校から中学生を受け入れました。

IGES 研究員による主な講演

2013年 10月19日	湘南国際村アカデミア講演会カフェ・インテグラル「脱成長という生き方―地球の限界の中で幸せを問い直す」	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)
2013年 12月12日	神奈川県環境学習 リーダースキルアップ講座	神奈川県 環境科学センター (神奈川県平塚市)
2014年 2月28日	神奈川県市環境研究機関協議会研修会	地球市民 かながわプラザ (神奈川県横浜市)
2014年 3月1日	湘南国際村アカデミア講演会 「ごみと地球温暖化～カンボジアの取り組み」	IGES 葉山本部 (神奈川県葉山町)

イベント参加・出展

2013年 5月3日	湘南国際村フェスティバル	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)
2013年 5月25日～26日	地球環境イベント・アジェンダの日2013	日本大通り (神奈川県横浜市)
2013年 7月5日～7日	葉山まちづくり展	葉山福祉文化会館 (神奈川県葉山町)



上／中学生の職場体験学習
右／葉山まちづくり展



IGES研究員による講演会



資料編

財務諸表 (2013年度)

貸借対照表(総括)

単位:千円

資 産	4,838,996	負 債	1,361,250
流動資産	1,906,017	流動負債	1,150,030
固定資産	2,932,979	固定負債	211,220
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,477,746
(特定資産)	(2,514,583)	指定正味財産	2,495,192
(その他固定資産)	(168,396)	一般正味財産	982,554

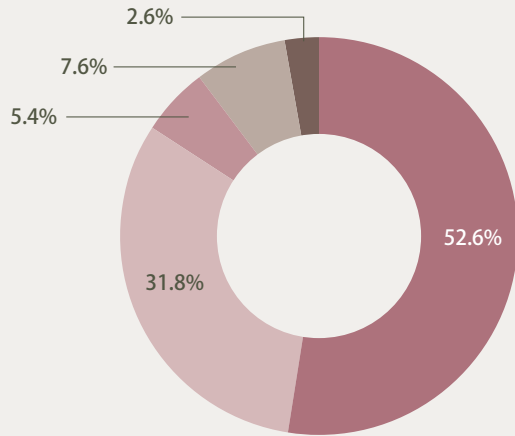
正味財産増減計算書(総括)

単位:千円

		公益目的事業会計				法人会計	FY2013 合計*2	FY2012 合計
		戦略研究事業*1	TSU/IPCC事業	APN事業	JISE事業			
I 一般正味財産増減の部								
経常増減	経常収益	2,463,353	173,792	387,833	68,011	270,058	3,338,249	2,794,039
	経常費用	2,460,486	180,575	326,560	76,803	270,058	3,289,684	2,846,864
経常外増減	経常外収益	0	0	0	491	0	491	1,037
	経常外費用	26,115	1,452	17	0	0	27,584	19,427
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額		▲3	0	0	61,566	0	61,563	▲16,455
正味財産期末残高		798,155	160,060	184,159	2,305,815	29,557	3,477,746	3,395,400

*1 IGESの研究活動及び研究成果の発信。*2 内部取引(24,798千円)含む。

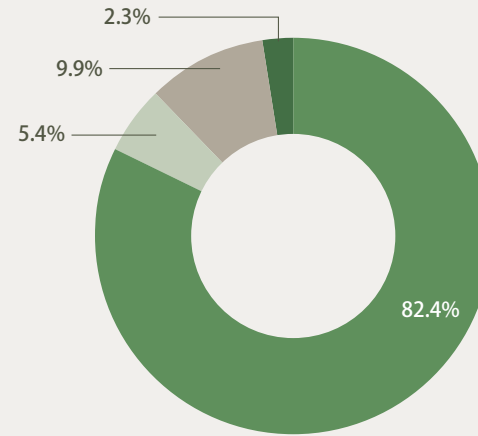
経常収益の内訳



単位:千円

● 受託事業収益	1,754,312
● 環境省他拠出金	1,061,481
● 地方自治体補助金	179,858
● 地方自治体家賃負担金	255,107
● 運用益等	87,491
合 計	3,338,249

経常費用の内訳



単位:千円

● 戦略研究事業費*1	2,730,544
● IPCC/TSU事業費	180,575
● APN事業費	326,560
● JISE事業費	76,803
<内部取引>	▲ 24,798
合 計	3,289,684

*1 法人会計を含む。

財団概要

設立経緯

- 1995年1月 「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。
- 1996年4月 「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。
- 1998年3月 財団法人地球環境戦略研究機関発足
- 2012年4月 公益財団法人に移行

人員構成 2014年3月31日現在

		短期雇用	外国籍	
研究職員	戦略研究プロジェクト	87	22	34
	戦略研究以外の公益目的事業	10	1	2
事務職員	管理業務	28	13	2
	研究支援	31	19	2
	戦略研究以外の公益目的事業	15	5	4
計		171	60	44

※短期雇用職員及び外国籍職員の数は内数

●本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp

●東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル6階
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

●関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5階
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

●北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3階
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564

●北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)
Tel:+86-10-8463-6314

●バンコク地域センター

604 SG Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,
Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand
Tel:+66-2-651-8797 Fax:+66-2-651-8798

●APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4階
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

●国際生態学センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3階
Tel:045-548-6270 Fax:045-472-8810

評議員

幸田 シャーミン ジャーナリスト
西岡 秀三 前独立行政法人国立環境研究所理事
岡田 康彦 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所代表社員(元環境事務次官)
トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所シニア・アドバイザー
末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
アブドゥル・ハミド・ザクリ マレーシア首相科学顧問

理事

ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD)前副所長
浜中 裕徳(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長
(元環境省地球環境審議官)
河野 博子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
森 秀行(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関所長
(元環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課研究調査室長)
新美 育文 明治大学法学部教授
庄子 幹雄 マサチューセッツ工科大学客員教授
武内 和彦 東京大学サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)機構長・教授

監事

長谷川 健 弁護士
高野 堅 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

顧問

海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
川口 順子 前参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、国立大学法人東京大学総長顧問

村山富市	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
西澤潤一	前学校法人上智学院顧問
ラジェンドラ・K・パチャウリ	エネルギー資源研究所所長、IPCC議長
曲格平	中国環境保護基金会理事長
エミル・サリム	インドネシア大統領公使、元インドネシア環境大臣
シュアファン・シュミットハイニー	持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長
アヒム・シュタイナー	国連環境計画事務局長
モーリス・ストロング	アースカウンシル名誉会長
M. S. スワミナサン	スワミナサン研究財団名誉会長・チーフメンター、 ユネスコ・エコテクノロジー議長
梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問

参 与

赤尾信敏	元在タイ日本国大使
ルーカス・アスンサン	国連貿易開発会議 (UNCTAD) 貿易・環境・持続可能な開発部門ヘッド
伴次雄	一般社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
畚野信義	株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
福川伸次	一般財団法人地球産業文化研究所顧問
原 剛	早稲田大学アジア太平洋研究センターアジア環境塾塾長
平石尹彦	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリープログラム共同議長
廣野良吉	成蹊大学名誉教授
ネイ・トゥーン	ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授
石坂匡身	一般財団法人大蔵財務協会理事長
鄭 會 声 (ジョン・フェイソン)	環境と文明研究所所長
小林悦夫	公益財団法人ひょうご環境創造協会顧問
大場智満	公益財団法人国際金融情報センター前理事長
岡島成行	公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
佐々木正峰	公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長
モンチップ・スリラタ・タブカノン	タイ上院議会天然資源・環境委員会シニアアドバイザー
ピーター・ウッズ	前オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省首席広報官 (姓によるアルファベット順、2014年3月現在)

IGES設立憲章署名機関一覧

合 計 48機関 (アルファベット順)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦	環境・水資源・国家遺産・芸術省
カンボジア王国	環境省
カナダ	環境省
中華人民共和国	環境保護部
インド	環境・森林省
インドネシア共和国	環境省

日本国	環境省
大韓民国	環境省
ラオス人民民主共和国	水資源・環境庁
マレーシア	天然資源環境省
モンゴル国	自然・環境省
ネパール連邦民主共和国	環境・科学・技術省
ニュージーランド	環境省
フィリピン共和国	環境・天然資源省
タイ王国	天然資源・環境省
ベトナム社会主義共和国	天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関 (ITTO)
国連環境計画 (UNEP)
国連地域開発センター (UNCRD)
国連訓練調査研修所 (UNITAR)
国連大学サステイナビリティ高等研究所 (UNU/IAS)
国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター (シンガポール)
国際環境法センター (米国)
アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)
一般財団法人地球産業文化研究所 (日本)
インディラ・ガンディー開発研究所 (インド)
サセックス大学開発学研究所 (英国)
東南アジア研究所 (シンガポール)
マレーシア国際戦略研究所 (マレーシア)
国際環境アカデミー (スイス)
ワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド)
国際環境開発研究所 (英国)
国際持続可能開発研究所 (カナダ)
国際応用システム分析研究所 (オーストリア)
韓国エネルギー経済研究所 (韓国)
韓国環境政策・評価研究院 (韓国)
国立環境研究所 (日本)
ポツダム気候変動研究所 (ドイツ)
日中友好環境保全センター (中国)
ストックホルム環境研究所 (スウェーデン)
エネルギー資源研究所 (インド)
タイ開発研究財団 (タイ)
タイ環境研究所 (タイ)
世界資源研究所 (米国)
フィンランドVTT技術センター (フィンランド)
ワールドウォッチ研究所 (米国)
ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)

公益財団法人 地球環境戦略研究機関定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下「本機関」という。)と称する。
(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。
2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統合的戦略研究計画に基づく事業
 - (2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。
- (1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等(以下「他の機関」という。))との間の共同研究を含む。)
 - (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じて当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
 - (3) 国際会議、セミナー等を実施すること(他の機関との共催を含む。)
 - (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
 - (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
 - (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
 - (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。
- 3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)(以下「整備法」という。)
第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「公益法人への移行の日」という。))の前に財産目録に記載された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 会費収入

(7) 事業に伴う収入

(8) その他の収入

(財産の種類別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に剰金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。

4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員(評議員であつたものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)統合的戦略研究計画の承認

(2)評議員、理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事に対する報酬等の額

(4)評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

(5)事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(6)事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認

(7)定款の変更

(8)事業の全部又は一部譲渡

(9)残余財産の帰属の決定

(10)合併の承認

(11)その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時

評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

第34条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。

4 理事のうち1人を所長とする。

5 理事のうち1人を副所長とすることができる。

6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。

7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。

4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐する。

6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。

7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

8 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。

9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。

10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として

の権利義務を有する。

(解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

- 2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事(本機関の理事であって代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となったことのない者をいう。)又は外部監事(本機関の監事であって過去に本機関の理事又は使用人となったことのない者をいう。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項

に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 第53条第1項に規定する研究員等の任命
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究員等)

- 第53条 本機関に、上席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。
- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
 - 3 上席研究員、主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任命する。
 - 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第54条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第55条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
 - 4 職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録等
 - (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告含む)
 - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 財産目録、キャッシュ・フロー計算書
 - (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
 - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 定款等の変更及び解散

(定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記(以下「移行登記」という。)を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事:ウイリアム・グランビル 浜中裕徳 森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦
監事:長谷川健 近藤誠一
- 5 この法人の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
キース・ベザンソン 幸田シャーマン 西岡秀三 岡田康彦
トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎 アブドゥル・ハミド・ザクリ



IGES 2013年度 年報

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

© 2014 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709

E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp>

東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル6階

TEL: 03-3595-1081 FAX: 03-3595-1084

関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

人と防災未来センター東館5階

TEL: 078-262-6634 FAX: 078-262-6635

北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1

国際村交流センター3階

TEL: 093-681-1563 FAX: 093-681-1564

北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号

中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)

TEL: +86-10-8463-6314

バンコク地域センター

604 SG Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,

Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand

TEL: +66-2-651-8797 FAX: +66-2-651-8798

APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

人と防災未来センター東館4階

TEL: 078-230-8017 FAX: 078-230-8018

国際生態学センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27

新横浜第一ビルディング3階

TEL: 045-548-6270 FAX: 045-472-8810



R100

本文に古紙配合率100%再生紙を使用しています

